

武蔵村山市立小・中一貫校カリキュラム作成等委員会設置要綱

平成 20 年 5 月 16 日
教委訓令(乙)第 19 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市立小・中一貫校基本計画に基づき、武蔵村山市立の小・中一貫校（以下「小・中一貫校」という。）における義務教育 9 年間を通じた系統のかつ継続的なカリキュラムの作成並びにその評価及び検証のあり方を検討するため、武蔵村山市立小・中一貫校カリキュラム作成等委員会（以下「作成等委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 作成等委員会は、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項を検討して教育委員会に報告する。

- (1) 小・中一貫校におけるカリキュラムの作成に関すること。
- (2) 小・中一貫校におけるカリキュラムの評価及び検証のあり方に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、小・中一貫校に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 作成等委員会は、委員 12 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する 1 人の者
- (2) 次に掲げる職にある者
 - ア 教育部学校教育担当部長及び同部指導主事
 - イ 武蔵村山市立第四小学校の校長、副校長、主幹教諭及び研究主任
 - ウ 武蔵村山市立第二中学校の校長、副校長及び主幹教諭

(委員長及び副委員長)

第 4 条 作成等委員会に、委員長及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は前条第 2 項第 1 号に掲げる者である委員を、副委員長は同項第 2 号イ及びウに掲げる者のうち校長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、作成等委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により委員長の職務を代理する副委員長の順序は、あらかじめ委員長が定めるところによる。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 作成等委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 作成等委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(部会の設置)

第7条 作成等委員会に、カリキュラムの原案の作成に係る専門的事項について調査研究させるため、別表に掲げる部会（以下「各部会」という。）を置く。

(部会の所掌事項)

第8条 各部会は、小学校の学習指導要領及び中学校の学習指導要領に定めるところにより、それぞれ別表の中欄に定める教科等についての小・中一貫校におけるカリキュラムの原案を立案し、委員会に報告する。

(部会の組織)

第9条 各部会は、それぞれ別表の右欄に掲げる数の部員で組織する。

2 各部会に属する部員は、別に教育委員会が委嘱する者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第10条 各部会に、それぞれ部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、それぞれ当該部会の部員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 副部会長は、当該部会の部会長を補佐し、当該部会の部会長に事故があるとき、又は当該部会の部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、当該部会の部会長が招集する。

2 部会は、当該部会の部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会の部員の過半数で決し、可否同数のときは、当該部会の部会長の決するところによる。

(部員の任期)

第12条 部員の任期は、委員の任期が終了したときに満了するものとする。

(庶務)

第13条 作成等委員会及び部会の庶務は、教育部小・中一貫校開設準備室において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、作成等委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が作成等委員会に諮って定める。

別表（第7条―第9条関係）

名 称	教 科 等	定 数
国語部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する国語の教科	7人
社会部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する社会の教科	8人
算数・数学部会	小学校の教育課程を構成する算数の教科及び中学校の教育課程を構成する数学の教科	6人
理科部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する理科の教科	6人
生活部会	小学校の教育課程を構成する生活の教科	6人
総合的な学習の時間部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する総合的な学習の時間	6人
音楽部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する音楽の教科	5人
図画工作・美術部会	小学校の教育課程を構成する図画工作の教科及び中学校の教育課程を構成する美術の教科	6人
家庭部会	小学校の教育課程を構成する家庭の教科及び中学校の教育課程を構成する技術家庭（家庭の分野に限る。）の教科	5人
技術部会	中学校の教育課程を構成する技術家庭（技術の分野に限る。）の教科	4人
体育・保健体育部会	小学校の教育課程を構成する体育の教科及び中学校の教育課程を構成する保健体育の教科	8人
外国語活動・英語部会	小学校の教育課程を構成する外国語活動及び中学校の教育課程を構成する外国語の教科のうち英語の教科	7人
道徳部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する道徳	5人
特別活動部会	小学校の教育課程及び中学校の教育課程を構成する特別活動	6人
特別支援教育部会	小学校及び中学校における特別支援学級に係る特別の教育課程	5人
保健部会	小学校及び中学校における保健指導	7人